



来週の投資戦略 (6/19-23)

グロース市場の上昇はまだ始まり

2023年6月18日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 6月21日、パウエルFRB議長の議会証言 — インフレ目標達成可能？
- 6月23日、5月の消費者物価指数(CPI) — 前年比+3.3%、コアコアは+4.2%？

株式市場見通し

もう誰も当てられないほどわが国の株式市場が強い。先週日経225が4.5%上昇、出遅れていたグロース市場も6.9%上昇した。先週は最も注目された米連邦公開市場委員会(FOMC)で利上げ見送りが決定されたが、委員予想の年末金利が0.5%ポイント上方修正されていた。これに米国市場は即座に反応したが、パウエル連邦準備理事会(FRB)議長が会見で次回もデータ次第と述べたことから、米国市場は切り返した。米国市場が上昇しているからこそ、その資金がわが国にも振り向けられている。さらに植田日銀の「現状維持政策」のおかげで日本円が大幅な全面安になっている。これにより、プライム上場企業の今期利益に対する上方修正期待も出てきた。

先週木曜日発表の6月5日の週の海外投資家の現物市場での買い越し額が98百億円と前週比倍近くになったことも驚きだ。その週に日経225は2.4%上昇したことから、来週発表される売買動向で海外投資家の莫大な買い越し額が推測される。一方、個人投資家は同市場で48百億円売り越しており、従来の投資行動を貫いている。海外投資家の買いはバフェット氏来日以降、先物市場を主戦場にする商品投資顧問業者(CTA)やマクロのヘッジ・ファンドだけでなく、現物市場でも中長期資金を扱う投資家が主体となって買い越している。

先週末の投資指標でみると、日経225の予想株価収益率(PE)が15.3倍、プライム市場は15.7まで上昇した。株価純資産倍率(PB)も1.3倍台になっており、市場全体のPB1倍割れは過去の話になった。トヨタ自動車(7203)のPBが1.1倍となったことが大きい。先週ここで紹介したデータを再度掲載する。過去20年のテクニカルデータを見ると、相対力指数(RSI)が70を超えても買い続けられた時は小泉政権誕生時、アベノミクス開始時、黒田バズーカ第2弾の時だった。約10カ月間継続した。現在のRSIが先週末ほぼ70に到達した。ここから前回の様な異次元の世界に入るのか、それとも通常に戻るのか。長年日本株市場を丁寧に分析してきた投資家ほど元に戻ると見ているようだが、強気なストラテジストの中にはまだ上を見ている者がいる。

先週は遂に投資家の資金がグロース市場にも向かった。これはまだ始まりかもしれない。先週、新規公開市場(IPO)銘柄の初値が公募価格比2倍、3倍になった。来週は4社公開する。医療事業、IT、不動産、クラウド事業と業種の幅は広い。ここで人気化する銘柄が増えれば、グロース市場も自然に活気づくだろう。グロース指数は2022年7月からしかないので、東証マザーズ指数でみると高値の6割程度の水準にある。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。